

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 1 節 輸出申告</p> <p>（輸出申告）</p> <p>1 - 2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、<u>輸出申告を行う者が、税関官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。</u></p> <p>なお、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>及び（省略）</p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告）</p> <p>1 - 2 通関業者等がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、<u>輸入申告を行う者が、窓口電子申告端末を利用して輸入申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。</u></p>	<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 1 節 輸出申告</p> <p>（輸出申告）</p> <p>1 - 2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、<u>いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</u></p> <p>また、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>及び（同左）</p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告）</p> <p>1 - 2 通関業者等がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通關業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、<u>いずれの場合であっても、通關業者が輸入申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づきあらかじめ通關士が応答画面又は入力控等</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づきあらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸入申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸入申告事項登録済みの貨物については、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>また、海上貨物（前項の規定により「B / L 番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）については、当該貨物が保税地域に搬入されていない場合であっても、輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>及び（省略）</p>	<p>により申告内容を審査の上、輸入申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸入申告事項登録済みの貨物については、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>また、海上貨物（前項の規定により「B / L 番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）については、当該貨物が保税地域に搬入されていない場合であっても、輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>及び（同左）</p>
<p>第 11 節 収納関係</p> <p>（国税収納金整理資金徴収簿等の書式）</p> <p>11-5 国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年 5 月大蔵省令第 39 号。以下「整理資金規則」という。）第 22 条（国税収納金整理資金徴収簿等）に規定する「国税収納金整理資金徴収簿」（以下「資金徴収簿」という。）「国税収納金整理資金合計徴収簿」（以下「合計徴収簿」という。）及び「特定地方税収納管理簿」（以下「収納管理簿」という。）の書式は、次のとおりとする。</p> <p>「資金徴収簿」の書式は、別紙 2 の書式とする。</p> <p>「合計徴収簿」の書式は、別紙 3 の書式とする。</p> <p>「収納管理簿」の書式は、別紙 4 の書式とする。</p>	<p>第 11 節 収納関係</p> <p>（国税収納金整理資金徴収簿等の書式）</p> <p>11-5 国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年 5 月大蔵省令第 39 号。以下「整理資金規則」という。）第 22 条（国税収納金整理資金徴収簿等）に規定する「国税収納金整理資金徴収簿」（以下「資金徴収簿」という。）「国税収納金整理資金合計徴収簿」（以下「合計徴収簿」という。）及び「特定地方税収納管理簿」（以下「収納管理簿」という。）の書式は、次のとおりとする。</p> <p>「資金徴収簿」の書式は、別紙 1 の書式とする。</p> <p>「合計徴収簿」の書式は、別紙 2 の書式とする。</p> <p>「収納管理簿」の書式は、別紙 3 の書式とする。</p>

窓口電子申告端末運用指針

1. 概要及び目的

輸出申告又は輸入申告を書面により行おうとする者に電子手続の機会を提供し、もって、電子手続の利用を促進することを目的として、税関官署の窓口に輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「N A C C S」という。）とインターネットを経由して接続する端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を設置し、来署者が窓口電子申告端末からN A C C Sを利用した輸出申告及び輸入申告を行うことを可能とする。

2. 設置官署

設置官署は、別に定めるものとする。

3. 利用対象者

税関の窓口において自ら書面による輸出入申告を行う者とする。

4. 対象貨物

窓口電子申告端末を利用して申告することができる貨物は、窓口電子申告端末設置官署の管轄内に所在するシステム参加保税地域に搬入された貨物であって、貨物情報が登録されている貨物とする。

ただし、窓口電子申告端末設置官署の管轄外に所在する貨物を申告することについて、予め関税局業務課と協議し、当該貨物に係る申告を行うことを認められた場合についてはこの限りでない。

なお、システム不参加保税地域に搬入されているなどの理由により、貨物情報が登録されていない貨物についても、利用者が貨物情報の登録を行う場合は使用を認めて差し支えない。

5. 対象業務

対象業務は、以下の業務とする。

輸入（納税）申告に係る業務（輸入申告のみ可能）

輸出申告に係る業務（輸出申告及び積戻申告のみ可能）

貨物情報登録業務（貨物情報登録業務は、申告貨物の搬入先がシステム不参加保税蔵置場の場合など、利用者が貨物情報の登録を行う際に利用）

6 . 利用申込書

利用者は、「窓口電子申告端末利用規約」(別添1)の内容に同意したうえで、窓口電子申告端末設置官署の窓口に用意された「窓口電子申告端末利用申込書」(別添2)を、利用の都度作成し、窓口電子申告端末設置部門の職員に提出すること。

7 . 本人確認

窓口電子申告端末設置部門の職員は、利用者から本人確認書類(個人の場合は運転免許証やパスポート等、法人の場合は登記事項証明書や社員証等)の提示を求め、利用申込書に記載された輸出者又は輸入者(法人の場合は社員等)であることを確認する。

また、窓口電子申告端末を利用して輸出入申告が行われた際は、輸出申告控の輸出者又は輸入申告控の輸入者と、利用申込書に記載された輸出者又は輸入者が一致することを確認する。

確認時において、輸出申告控の輸出者又は輸入申告控の輸入者と、利用申込書の利用者の名称が異なる場合は、申告撤回のうえ再申告することとする。なお、住所又は電話番号が異なる場合については、申告内容の訂正を求めるものとする。

8 . N A C C Sへの参加及び税関発給コードの取得の懲罰

継続的な利用者に対しては、N A C C Sへの参加及び税関発給コードを取得するよう懲罰するものとする。

【別添 1】

窓口電子申告端末利用規約

窓口電子申告端末を利用するため、下記の窓口電子申告端末利用規約（以下「本利用規約」という。）のすべての条項に同意していただく必要があります。利用申込書を提出していただく前に、本利用規約を十分にお読みください。なお、何らかの理由により本利用規約に同意できない方は、窓口電子申告端末のご利用をお断り致します。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、窓口電子申告端末の利用において、利用者と税関の責任を明確にし、当該端末の円滑な運用を確保することを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 「端末」とは、窓口電子申告端末をいいます。
- 二 「手続等」とは、端末を利用して行う税関手続及び税関手続に必要な事項の登録、呼出をいいます。
- 三 「端末利用者」とは、端末設置官署において、輸出入申告を行うため端末を利用する者をいいます。
- 四 「入出力用プログラム」とは、端末にインストールされている手続等を行うために使用するソフトウェアをいいます。

（端末利用者の責任）

第3条 端末利用者が、故意又は重大な過失により、税関又は他の端末利用者に損害を与えた場合は、端末利用者に賠償を請求することがあります。

（外部電磁的記録媒体の利用）

第4条 外部電磁的記録媒体を利用する場合には、端末利用者の自己の負担において準備するものとします。

2 外部電磁的記録媒体を端末に接続する場合は、予めウイルス対策ソフトによるウイルスチェックを行い、ウイルスの存在しないことを確認しなければなりません。

(電子納付の利用)

第5条 端末利用者は、取扱金融機関ごとの金融機関の定めにより電子納付の方法、納付可能時間、領収証書の発行及び納付金額に制限があることを了解の上、電子納付を行うものとします。

2 電子納付に際して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関から受けるサービスの対価として必要となる費用は、端末利用者の負担とします。

(端末の利用可能時間)

第6条 端末を利用することができますの時間帯は、端末設置官署若しくは手続等の宛先官署の開庁時間帯としますが、関税法第98条の規定に基づく開庁時間外の事務の執行を求める届出書を提出した場合は、当該届出を行った時間の利用も可能とします。なお、当該届出は、申告先官署に対して行うものとします。

(端末の利用停止)

第7条 税関は、端末利用者が次条各号に掲げる行為のいずれかを行った場合は、事前に通知することなく、当該端末利用者に対し端末の利用を停止させることができるものとします。

(禁止事項)

第8条 端末利用者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 端末を設置場所から移動すること
- 二 端末の利用申込手続において虚偽の事項を届け出ること
- 三 端末を手続等以外の目的で利用すること
- 四 端末を利用して公序良俗に反する行為を行うこと
- 五 端末の運用を故意に妨害すること又は端末の運用において現に支障を及ぼし若しくは支障を及ぼすおそれがあると思料される行為を行うこと
- 六 端末のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の機能を阻害し又は破壊するように意図されたプログラム及びファイル等を端末にインストールすること
- 七 入出力用プログラムを複製、複写又は改変すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、本利用規約に違反する行為を行うこと

(税関の免責事項)

第9条 税関は、インターネット上で電文の遅延、破損又は滅失があった場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

2 税関は、入出力用プログラムの使用並びに端末を利用したことにより発生し

た端末利用者の損害及び端末利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

3 税関は、天災地変、戦乱、暴動により端末の利用ができない場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

4 税関は、外部電磁的記録媒体等に記録された情報が、アンチウイルスソフトウェア等によるウイルスチェックにより削除された場合であっても一切の責任を負わないものとします。

（法的効力）

第10条 端末を利用した手続等により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う申請等となり、同条第2項の規定により書面等により行われた申請等とみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用します。

2 端末を利用した手続等に基づき電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）から出力された許可通知書等の書面を窓口の税関職員から渡された場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う処分通知等として、同条第2項の規定により書面等により行われた処分通知等とみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用します。

（本利用規約の改正）

第11条 税関は、本利用規約の改正を行ったときは、端末設置官署の窓口等に掲示する等の方法により公表することとします。

（保守等による端末の利用制限又は停止）

第12条 税関は、次に掲げる場合には、端末利用者への事前の通知を行うことなく、端末の利用を制限又は停止できるものとします。

- 一 端末及び電気通信回線の保守、改変又は増設等を緊急に行う必要がある場合
- 二 端末及び電気通信回線に重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- 三 輸出入・港湾関連情報処理システムが停止している場合

附則

本利用規約は、平成22年4月1日から施行します。

Application for the Usage of Export and Import Declaration Terminal

窓口電子申告端末利用申込書

date of usage 利用年月日		date 年 月 日
Importer or Exporter 輸入者名又 は輸出者名	Name of Importer or Exporter 輸入者名／輸出者名	
	Exporter's/Importer's code or Customs-issued code 輸出入者符号／税関発給コ ード	
	Address of Importer/Exporter 住所	※1
Telephone number of Importer/Exporter 電話番号	※1	
Export and Import Declaration Terminal user 利用者名	Name of user 氏名	※2
	Address of user 住所	※2
	Telephone number of user 電話番号	※2
B/L number or AWB number/ export control number B/L番号又はAWB番号／輸出管理番号		
Do you agree to terms of service of Export and Import Declaration Terminal? (Please check the appropriate box.) 窓口電子申告端末利用規約の同意（何れか に□を付す）		Agree Signature □同意する 署名 Disagree If you choose "Disagree", you cannot use Customs Client Terminal □同意しない（同意できない方は端末を利用で きません）
税関記入欄	本人確認 <input type="checkbox"/>	利用端末番号（複数端末設置官署のみ記入）

※1 If you fill in Exporter's/Importer's code or Customs-issued code, you need not fill in this section.

輸出入者符号又は税関発給コードを記載した場合は、当欄の記載は不要です。

※2 If it is same as Importer's or Exporter's, you need not fill in this section.
輸入者名または輸出者名と同じ場合は、記載不要です。

※3 Please bring ID with you. (Individual: driver license or passport etc. Corporation: certified copy of register, certified extract copy of register or employee ID card etc.)

身元の確認ができるものを提示してください。（個人の場合：運転免許証、パスポート等、
法人の場合：登記事項証明書、社員証等）

※4 Export and Import Declaration Terminal available time is business hours of customs offices in which terminals are installed. If you use terminals outside of business hours, please file "Report Seeking Execution of Procedures Outside Business Hours," (Customs Form C-8000) which is provided in Paragraph 98-1 of the General Notification of the Customs Law.

端末の利用可能時間は、端末設置官署の執務時間内です。執務時間外に端末を利用する場合には、関税法基本通達98-1に定める「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式C-8000）を提出してください。

別紙 2

國稅收納金整理資金徵收簿

(税關官署名) 平成 年度

平成 年 月 日分

別紙3

國稅收納金整理資金合計徵收簿

(税關官署名)
平成 年度
平成 年 月分
受入科目
(受入科目名)

別紙 4

地方消費稅・官署別日別集計表

(税關官署名)

平成 年度 受入科目 地方消費税